■基礎データ＜林業＞

○保有山林面積規模別林家数

# 【ポイント】保有山林面積3ha未満の林家が72％

（単位：戸）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分  | 林家数  |
| 1～3ha未満  | 401  |
| 3～5ha未満  | 77  |
|  5～10ha未満  | 49  |
| 10～20ha未満  | 17  |
| 20～30ha未満  | 6  |
| 30～50ha未満  | 4  |
| 50～100ha未満  | 4  |
| 合 計  | 558  |

○組織形態別林業経営体数

# 【ポイント】個人経営体が86％

（単位：経営体）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分  | 経営体数  |
| 法人化している  | 農事組合法人  | 0  |
| 会社  | 株式会社  | 0  |
| 合名・合資会社  | 0  |
| 合同会社  | 0  |
| 各種団体  | 農協  | 0  |
| 森林組合  | 2  |
| その他の各種団体  | 0  |
| その他の法人  | 0  |
| 計  | 2  |
| 地方公共団体・財産区  | 0  |
| 法人化していない  | 個人経営体  | 25  |
| その他の経営体  | 2  |
| 計  | 27  |
|   | 合 計  | 29  |

○保有山林面積規模別林業経営体数

# 【ポイント】保有山林面積10ha未満の経営体が72％

（単位：経営体）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分  | 経営体数  |
| 保有山林なし  | 2  |
| 1～3ha未満  | 1  |
| 3～5ha未満  | 8  |
|  5～10ha未満  | 10  |
| 10～20ha未満  | 3  |
| 20～30ha未満  | 1  |
| 30～50ha未満  | 3  |
| 500～1,000ha未満  | 1  |
| 合 計  | 29  |

○林業作業受託料金収入がある経営体数と受託面積

# 【ポイント】林業作業を受託した経営体は10％

（単位：経営体、ha）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分  | 経営体数  | 面 積  |
| 林業作業の受託を行った実経営体数  | 3  | －  |
| 植林  | 1  | 1  |
| 下刈りなど  | 3  | 54  |
| 切捨間伐  | 2  | 27  |
| 利用間伐  | 1  | 3  |
| 主伐（請負）  | 0  | 0  |
| 主伐（立木買い）  | 0  | 0  |

○総土地面積及び林野面積

# 【ポイント】総土地面積に占める林野面積の割合は73％

（単位：ha）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分  | 数 値  |
| 総土地面積 Ａ  | 44,552  |
| 林野面積 Ｂ  | 現況森林面積  | 31,105  |
| 森林以外の草生地  | 1,387  |
| 計  | 32,492  |
| 林野率 Ｂ／Ａ（％）  | 72.9  |

○所有形態別林野面積

# 【ポイント】私有林野が45％

（単位：ha）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区 分  | 林野面積  |
| 国 有  | 林野庁  | 12,668  |
| 林野庁以外の官庁  | 1,043  |
| 計  | 13,711  |
| 民 有  | 独立行政法人等  | 409  |
| 公 有  | 都道府県  | 207  |
| 森林整備法人  | 222  |
| 市区町村  | 2,854  |
| 財産区  | 407  |
| 小 計  | 3,690  |
| 私 有  | 14,682  |
| 計  | 18,781  |
|  | 合 計  | 32,492  |

【用語の解説】

・「林家」とは、保有山林面積が1ha以上の世帯をいいます。

・「林業経営体」とは、次のいずれかの事業を行う者をいいます。

①権原に基づいて育林または伐採を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業

②委託を受けて行う育林もしくは素材生産または立木を購入して行う素材生産の事業

・「植林」とは、山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、種子のまき付け、挿し木などをすることをいいます。

・「下刈りなど」とは、材木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいいます。

・「間伐」とは、材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など材木の一部を伐採することをいいます。このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐としています。

・「主伐」とは、一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採することをいいます。

・「森林以外の草生地」とは、森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地（河川敷、けい畔、道路敷、ゴルフ場等は除く）をいいます。